

## 議案第23号

### 金属屑業条例の廃止について

次のとおり金属屑業条例を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年11月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 金属屑業条例を廃止する条例

金属屑業条例（昭和27年鳥取県条例第31号）は、廃止する。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。